

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づく 略式代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づき、令和 8 年 5 月 29 日付けで、特定空家等の除却を行うよう公告しましたが、措置の期限である令和 8 年 8 月 7 日までに必要となる措置が行われなかったため、市が略式代執行を行います。

略式代執行の実施にあたり、下記のとおり略式代執行の宣言を行います。

記

○対象となる特定空家等の所在地等及び略式代執行の宣言日時

秋葉区秋葉 1 丁目地内特定空家		西蒲区間瀬地内特定空家	
所在	新潟市秋葉区秋葉 1 丁目 4772 番 6	新潟市西蒲区間瀬 7847-25	
構造/階数	木造/平屋 約 64 m ²	木造/平屋 約 37 m ²	
抵当権等	あり	なし	
宣言日時	9 月 10 日（木） 10：00～	9 月 10 日（木） 11：30～	
当日作業内容	雑草の刈り取り等	雑草の刈り取り等	
写真			

○取材時の注意事項

- ・略式代執行の宣言は特定空家等の所在地で行います。
- ・腕章等の着用をお願いします。
- ・代執行区域内には立ち入らないでください。
- ・周辺に駐車場はありません。路上駐車はご遠慮ください。

問い合わせ先

新潟市建築部住環境政策課 磯辺、清水
電話：025-226-2806（直通）